

## 京都市障害福祉サービス事業者に対する喀痰吸引等研修受講支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市障害福祉サービス事業者に対する喀痰吸引等研修受講支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本事業は、この要綱の定めるところにより、社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）附則第4条第2項に規定する喀痰吸引等研修（以下「研修」という。）の受講に係る費用の一部を助成し、法第2条第2項に規定する喀痰吸引等（以下「喀痰吸引等」という。）を必要とする障害者及び障害児（以下「障害者（児）」という。）の支援体制の確保を図ることを目的とする。

### (補助金の交付)

第3条 本事業は、予算の範囲において、補助金を交付して行う。

### (補助対象者)

第4条 本事業の対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第2項から第17項までに掲げるもののうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業（ただし、本市が指定（障害者総合支援法第29条に規定する指定をいう。）したものに限る。以下「対象障害福祉サービス事業」という。）を行う者（以下「補助対象者」という。）とする。

### (補助対象研修)

第5条 本事業が補助対象とする研修は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 研修のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第3に規定する基本研修又は実地研修であること。
- (2) 補助対象者が京都市内の事業所において行う対象障害福祉サービス事業について、当該事業所に所属する職員に受講させ、修了させるものであること。
- (3) 京都市が援護の実施者となる障害者（児）（ただし、施設入所支援を支給決定されている者を除く。）に対し、喀痰吸引等を行わせること、もしくは、喀痰吸引等の実施に備えて事前に知識・技術の習得を行うことを目的とするものであること。

### (補助対象経費及び補助金額)

第6条 本事業が補助対象とする経費は、補助対象者が費用を負担したもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 研修受講料、事務手数料、テキスト代その他これらに類する費用（以下「受講料等」という。）
- (2) 研修の実施に際し医師が指導看護師に対して必要な指示のために交付する書面（以下「研修指示書」という。）の作成料

2 補助金額は、前項に規定する補助対象経費のうち、次の各号に定める額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

- (1) 基本研修のみ修了する場合

受講料等 合計額の2分の1に相当する額と5,000円のいずれか低い額

- (2) 基本研修及び実地研修を修了する場合もしくは実地研修のみ修了する場合

ア 受講料等 合計額の2分の1に相当する額と12,000円とのいずれか低い額

イ 研修指示書の作成料 研修指示書作成に係る料金と3,000円とのいずれか低い額

(補助金交付申請)

第7条 条例第9条の規定による申請は、京都市喀痰吸引等研修受講支援事業補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、研修終了後速やかに次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 研修受講を修了したことを証明する書類
- (2) 認定証の写し
- (3) 登録特定行為事業者として京都府知事の登録を受けたことが分かるもの(ただし、実地研修を修了した場合で、かつ、新規で登録を受けた事業所に限る。)
- (4) 補助対象経費について登録研修機関又は医療機関が発行する領収書の写し
- (5) 計画事業者の京都市内の事業所に研修を受講した職員が所属していることが分かるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 基本研修のみ修了した後に申請を行う場合は、前項第1号及び第4号に掲げる書類を添えて申請することとする。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる書類については、研修受講後に対象となる障害者(児)の死亡により、喀痰吸引等を行うことができなくなった場合、省略することができる。ただし、当該障害者(児)の住民基本台帳が京都市外にある場合は、当該障害者(児)が死亡したことを確認できる書類を添えて代わりとすることができる。

4 第1項の申請をした者は、補助金交付決定を受けるまでの間に当該申請の内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(補助金交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請が到達してから60日以内に条例第10条各項の決定を行い、京都市喀痰吸引等研修受講支援事業補助金交付額決定通知書(第2号様式。以下「交付額決定通知書」という。)により通知するものとする。

(交付請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、交付額決定通知書を受領した日から起算して30日以内に、市長に補助金の請求書を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求が適正に行われたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の取消等)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 第4条及び第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 条例、京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、障害保健福祉推進室長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

京都市喀痰吸引等研修受講支援事業補助金交付申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所（法人の主たる所在地）	申請者名（法人の名称及び代表者名）

京都市障害福祉サービス事業者に対する喀痰吸引等研修受講支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

事業所名		事業種別	
登録特定行為者の登録	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 登録済み		
登録研修機関名			
交付申請額合計	円		

No.	研修受講者		喀痰吸引等実施対象者		補助対象経費		研修種別 (※1)	交付申請額 (※2)
	氏名	生年月日	氏名	生年月日	受講料等	研修指示書の 作成料		
1								
2								
3								
4								
5								

- ※1：基本研修と実地研修の場合は①、実地研修のみの場合は②、基本研修のみの場合は③を記載。  
 ※2：下記(A)・(B)のうちいずれか低い方の額を合算した額とする。ただし、1円未満は切り捨てる。  
 研修種別①・②の場合  
 受講料等： (A) 受講料等 × 1/2 (B) 12,000円  
 研修指示書作成料： (A) 実費 (B) 3,000円  
 研修種別③の場合  
 受講料等： (A) 受講料等 × 1/2 (B) 5,000円

意向確認欄 (基本研修のみの場合に記載)	<input type="checkbox"/> 今後、京都市が支給決定をする障害者で、喀痰吸引等の実施が必要な対象者がいた場合、実地研修の受講し、サービス提供を検討します。
-------------------------	---

添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>京都市喀痰吸引等研修受講支援事業実施計画書の副本</li> <li>研修受講を修了したことを証明する書類</li> <li>認定特定行為業務従事者認定証の写し</li> <li>登録特定行為事業者として京都府知事の登録を受けたことが分かるもの (実地研修を修了した場合で、かつ、新規登録の場合に限る)</li> <li>補助対象経費について登録研修機関又は医療機関が発行する領収書の写し</li> <li>計画事業者の京都市内の事業所に研修を受講した職員が所属していることが分かるもの</li> <li>前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類</li> </ol> <p>※基本研修修了後に申請する場合は、上記2・5のみ添付すること。</p>
------	---

京都市喀痰吸引等研修受講支援事業補助金交付額決定通知書

京都市指令保障第 号  
年 月 日

(事業者名)  
(代表者名)

京都市長 印  
(担当：保健福祉局障害保健福祉推進室)

年 月 日付けで申請のありました京都市喀痰吸引等研修受講支援事業補助金につきましては、京都市障害福祉サービス事業者に対する喀痰吸引等研修受講支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 交付の可否 交付 不交付（理由 ）

2 交付金額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 交付条件

- (1) 本補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金交付後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 本補助金に係る事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例により検査することがある。
- (3) 京都市障害福祉サービス事業者に対する喀痰吸引等研修受講支援事業補助金交付要綱第11条各号に掲げる場合に該当したときは、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

No.	研修受講者		喀痰吸引等実施対象者		交付申請額	交付決定額
	氏名	生年月日	氏名	生年月日		
1						
2						
3						
4						
5						

## 教示事項

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。